

尼崎市監査公表第13号

出資団体等監査及び指定管理者監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長等から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成25年9月18日

尼崎市監査委員 須賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 津 田 加寿男

同 前 迫 直 美

措置通知表【出資団体等監査】

1 監査対象団体名	尼崎市民福祉振興協会
2 措置を講じた局	健康福祉局
3 監査結果報告日	平成25年 3月25日
4 措置通知日	平成25年 8月28日
5 監査結果の内容 <u>補助金の支出方法について</u>	<p>市から尼崎市民福祉振興協会（以下「協会」という。）への補助金は「前金払」で支出されていた。前金払は制度上、確定している債務に対する支出であるが、事業費は補助額を下回り剰余金が発生している。協会は発生した剰余金を各年度で精算することなく積立金として処理しており、数年度分をまとめて尼崎市民福祉振興基金へ寄付として返還していた。</p> <p style="text-align: right;">（福祉課）</p> <p>< 指導の要点 ></p> <p>補助金の支出については、「尼崎市民の福祉に関する条例」や、会計関係法令を遵守し、適正に執行すること。</p>
6 措置の内容	<p>尼崎市民福祉振興協会への補助金の支出については、平成25年度交付決定分より、支払方法を地方自治法施行令第162条第3号に規定する「概算払」へ変更し、同協会の事業年度終了後、速やかに収支決算書等を提出させ、剰余金が生じた場合には、精算により返還させるように改めました。</p>

措置通知表【出資団体等監査】

1 監査対象団体名	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
2 措置を講じた局	健康福祉局
3 監査結果報告日	平成25年 3月25日
4 措置通知日	平成25年 8月28日
5 監査結果の内容 <u>指定管理業務について</u>	<p>法令では認められていない実費弁償金や負担金の徴収事務について、指定管理者に行わせていた。</p> <p>また、身体障害者福祉センターの体育室の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する業務の細目については年度協定で定めることとなっているが、定められていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（障害福祉課）</p> <p><指導の要点></p> <p>指定管理業務については、法令を遵守し決定すること。また、協定の締結にあたっては、遺漏なきよう適切な協定書を作成すること。</p>
6 措置の内容	<p>実費弁償金や負担金の徴収事務については、利用契約書及び重要事項説明書の改正を行い、平成25年4月1日より、市が行うこととした。</p> <p>身体障害者福祉センターの体育室の利用に係る使用料の徴収等に関する業務の細目については、平成25年度の年度協定において定めた。</p>

措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	株式会社 図書館流通センター
2 措置を講じた局又は団体	教育委員会事務局
3 監査結果報告日	平成25年 3月25日
4 措置通知日	平成25年 9月 9日
5 監査結果の内容 <u>指定管理者の収入について</u> 北図書館の図書等の複写業務にかかる利用者負担金（コピー料金）については、指定管理業務の一部であることから市の収入とすべきところ、教育委員会事務局は指定管理者の収入とするものとしていた。 また、敷地内に行政財産の目的外使用として民間業者が設置した清涼飲料水の自動販売機の電気料金についても、教育委員会事務局の目的外使用許可に基づき生じたものであり市の収入とすべきところ、指定管理者の収入とするものとしていた。 <p style="text-align: right;">（中央図書館）</p> <p>< 指導の要点 > 指定管理料と市歳入の経理を適切に行うこと。</p>	
6 措置の内容	<p>今回の指摘を受け、まず北図書館の図書等の複写業務にかかる利用者負担金（コピー料金）については、平成25年度当初予算において、当料金に係る予算として130千円の歳入を計上するとともに、平成25年度の指定管理者との協定書上の実施要項に市の収入として取り扱うことを明記し、この4月1日付けで締結を交わしたところであります。</p> <p>次に清涼飲料水の自動販売機の電気料金につきましては、まず平成23年度に指定管理者の収入としていた31千円を市へ返還するよう依頼し、指定管理者が今年3月19日にこの手続きを行いました。また平成24年度分につきましても、一年分の電気料金を確定し、市の出納整理期間中である今年5月2日に市に返還手続きを行ったことを確認いたしております。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行っていくよう取り組んでまいります。</p>